

2021年4月23日

## 放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日23県の47人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。3月22日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

### 【申し立ての概要】

対象者 23県47人

(宮城県1、秋田県1、茨城県4、栃木県3、群馬県2、埼玉県2、千葉県2、神奈川県7、富山県3、石川県1、福井県1、長野県1、静岡県1、愛知県3、奈良県2、島根県1、広島県1、愛媛県1、福岡県4、佐賀県2、長崎県2、鹿児島県1、沖縄県1)

数字は人数

※ 予告は2021年3月22日までに実施済み